

第127号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県手数料条例別表3の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。